

報告第1号

専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月28日提出

富津市長 高橋 恭市

報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第1号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和元年6月18日 午後2時35分頃
 - 2 事故発生場所 富津市大堀1537番4地先
 - 3 和解の相手方 富津市内
個人
 - 4 事故の概要 上記日時場所において、丁字路を右折したところ、右側からの直進車両と接触し、双方の車両が破損した。
 - 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、218,330円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
- 令和元年9月2日

富津市長 高橋 恭市